文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

	1 用 马	小金(<u> // 石</u>	孙寺													2	9平皮師	宜
補	助	金	Ø	名	称					中	小企業障害	 皆職	業体験受入	れ助原	龙金				
根	拠	夫	見	定	等	文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業実施要綱													
創	i	設	年	Ē	月	平成	24	年	5	月	経過年数 [自動計算]	Ţ	4年	終了	予定年	₹月			
直	近 σ)見	直	し年	月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕	Ţ							
見	直	l	Ø	内	容														
						款			項		目		大事業			中事	業	実施計画事	業番号
予	;	算	科	ł	目	5 民生費		3 心身 祉費	障害者福		心身障害者福 事業費		中小企業障害 助成	者雇	1 中小企助成	業障	害者雇用	障福03	-01
補	助	金	Ø	種	別	☑ 奨励	协的補	助[施設道	重営	補助 🗌 :	扶助	的補助 [] 投	 資的補助	j [] 利子衫	甫給	
2	補助	力金(の概	要															
補	J	助	E	l	的		用に	要する					対し、障害者原 よって、障害:						
補	助事	業	等(の内	容	き、1日当	たり21	時間以	上4時間	未清		業	業員数300人場 体験受入れを 給する。						
補	助対	象系	圣費	の内	容	(2)雇用	足進奨	励金:	…障害者	雇用	用体験に係る	障	害者を3月を起 の場合、奨励					たり4時	間
						□区民	; [] 地域:	活動団体	Σ.	NPO	特	定非営利活動	加団体	() 🗸 事	業者		その他	
補	助	事	業	者	等	〔特定のホ	目手方	に補助	している	 -場合	は具体的に	記入	()						
						定率	(補	助率			•)	✓ 定額	補助]額		円•4,000F 0,000円	g•)
						□ 補助	単価	(補)	助単価				単位)		規定なし	,	の他
補	助	金	Ø	算	出	〔その他の	の場合	は具体	体的に記ん	ሊ)									
						「定額又」	は補助	単価0	D場合は [.]	金額	設定の考え	方名	上具体的に記	λὶ					
						職業体験	受入	れ奨励	金は、都	で実	ミ施する「精神	申障	害者社会適所 励金は、1か月	芯訓 級				対する	委
公	募	0)	状	況	区ホーム	ページ	ゞ、チラ	シにより	広く	補助金の申	清を	受け付ける。						
実使	績 報 途		時に 奮一認		っる 法	□ 領収	書(写	し) [√ 契約書 -	<u>+</u>	□ 決算書		□ 成果物		その他		の雇用状況が 出勤簿、賃金台		
						□ 区単	独		負担語	割合	区 1/2	2	国 –	1	都 1/	/2	補助対象	者 -	-
補	助•	単	独(の状	況	☑補助			し) 上乗t n) 内容・										

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	障害者雇用促進法の改正に伴う法定雇用率の引き上げ、対象事業所の拡大等、企業における障害者雇用は社会的に求められており、本助成制度により雇用促進及び普及・啓発へ資している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	実施計画及び障害者計画において、一般就労の促進を計 画しており、本助成制度により支援及び普及・啓発へ資し ている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	本助成制度は、障害者雇用及び障害者理解の促進を目的としているもので、区(行政)が政策的に実施すべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	本助成制度により、障害者の雇用体験及び企業の障害者受入れのインセンティブとなっており、また、障害者雇用への普及・啓発へも資しているため、その効果の減退へ繋がる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	А	区ホームページ、チラシ・ポスター等によって周知することで、広く補助金の申請を受け付けている。
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	А	事業所からの事前相談、障害者のマッチングを経て、申請・決定となり、雇用状況は、雇用契約書の写し及び3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿、賃金台帳等)の写しの提出を求め、適切に決定している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	区内中小企業が主体的に障害者の雇用に取り組むため には、補助金の交付が効果的である。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	本助成制度により、障害者の雇用体験及び企業の障害者 受入れのインセンティブとなっており、また、障害者雇用へ の普及・啓発へも資している。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	障害者雇用を行ったことがない事業所の障害者雇用の契機になるとともに、未就労の障害者の一般就労(雇用契約)へと繋がっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	中小企業等の障害者の雇用が促進され、障害者の雇用 機会の創出に繋がる。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	本助成制度は、障害者雇用促進法の趣旨に資するもので、法令の趣旨に適合している。
(妥当性) ※個人等 の補助金に	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	А	障害者雇用の実績のない企業等を支援する助成金で、障害者雇用をしたい企業と補助目的は合致している。
ついては不 要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	А	企業等から雇用契約書の写し及び3月の雇用状況が確認 できる書類(出勤簿・賃金台帳等)の写しの提出を求め、 適切に処理している。

4 交付実績 (件、千円)

4	父忊美稹				(14、十円)		
項目		26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(予算)		
交付(見込み)件数		2	0	0	131		
	決算(予算)額	90	0	0	620		
	国庫支出金	0	0	0	0		
	都支出金	45	45	82	310		
	その他	0	0	0	0		
	一般財源	45	△ 45	△ 82	310		
^* 7 * * * * * * * * * * * * * * * * * *							

28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)

企業及び区内障害者施設に対する周知が不足していることや3日以上の雇用体験から助成対象としていることから、 実績件数が低くなっている。

27・28年度の都支出金は、次年度で清算により一部返還する。

5 課題及び今後の方向性

29年度より、対象を中小企業へ限定し、本補助金の趣旨を明確にするとともに、1日からの雇用体験を助成対象と することで、雇用体験に対する敷居を低くし、利用件数の増を見込む。

【対象事業所】中小企業(従業員数300人以下)に限定

【職業体験受入れ奨励金】「3日又は4日の場合:1.5万円、5日以上の場合:3万円」から「1日2時間以上4時間未満の場合:2千円、1日4時間以上の場合:4千円」へ変更

【雇用促進奨励金】6万円から10万円へ変更